

神戸市災害対応病院設備等整備補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害対応病院の整備を図るための事業に関する経費について地方自治法（昭和22年法律第67号）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

(補助対象者)

第2条 補助事業等の対象となる者は、本市と「神戸市災害対応病院に関する協定」を締結した災害対応病院とする。

(補助対象経費)

第3条 補助事業等の対象となる経費は、補助事業者等が当該年度内に実施する別に定める「神戸市災害対応病院指定指針について」に掲げる災害対応病院の機能設備等要件を満たすための整備事業に要する経費（第7条第1項の規定により補助金の交付を決定した日以前に着手している事業に係る経費を含む。）のうち、次の各号に掲げるものの設備整備等並びにそれらの買換え等に伴う購入費等とする。

- ① 備蓄医薬品
- ② 備蓄衛生資材
- ③ 保管用冷蔵庫
- ④ サーモレコーダー
- ⑤ 耐震薬品庫
- ⑥ 医療用搬送ケース
- ⑦ 簡易ベッド
- ⑧ トリアージ用資機材
- ⑨ 非常用発電機用燃料
- ⑩ 市が指定する情報連絡手段の導入及び運用
- ⑪ その他市長が災害対応病院として必要な整備と認めたもの

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内で算定した額とし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 申請者は、補助金規則第5条第1項に基づき補助金等の交付を申請するときは、当該補助事業等を実施しようとする年度の5月末日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金等交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書
- (3) 補助事業等に係る収支予算書又はこれに代わる書類

(4) その他参考資料
(補助金の交付決定)

第6条 市長は、補助金規則第6条による補助金等の交付決定を行うときは次に掲げる書類により申請後1ヶ月以内に申請者に通知するものとする。

- (1) 補助金等交付決定通知書(様式第2号)
- (2) その他市長が必要と認める書類

ただし、申請内容に不備が認められた場合等にあつては、この限りでない。

2 市長は、補助金の交付決定にあたり、必要な条件を付することができる。

3 市長は、補助金規則第6条第3項による補助金等の交付が不相当である旨の通知を行うときは、次に掲げる書類をもって申請者に通知するものとする。

- (1) 補助金等不交付決定通知書(様式第3号)
- (2) その他市長が必要と認める書類

(補助事業等の変更等)

第7条 補助事業者等は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは補助金等交付決定内容変更承認申請書(様式第4号)を、同第2号に掲げる承認を受けようとするときは補助事業等中止(廃止)承認申請書(様式第5号)を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があつたときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を補助金等交付決定変更通知書(様式第6号)又は補助事業等中止(廃止)承認通知書(様式第7号)により、補助事業者等に通知するものとする。

(事業の実績報告書の提出)

第8条 補助事業者等は、補助金規則第15条に基づき補助事業等の実績を報告しようとするときは次に掲げる書類を当該補助事業等の完了後、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 補助事業等実績報告書(様式第8号)
- (2) 事業の実施状況の分かる書類
- (3) 補助事業等に係る収支決算書

(交付額の確定)

第9条 市長は、補助金規則第16条による補助金等の交付額の確定を行ったときは、次に掲げる書類により、速やかに補助事業者等に通知するものとする。

- (1) 補助金額等確定通知書(様式第9号)
- (2) その他市長が必要と認める資料

(補助金の交付)

第10条 市長は、前条第1項による補助金の交付確定後、速やかに補助金を補助事業者等に支払うものとする。

(補助金の取消し等)

第11条 市長は、補助金規則第19条による補助金等の交付決定の全部又は一部を取消

したときは速やかにその旨を補助金等交付決定取消通知書（様式第10号）により当該補助事業者等に通知するものとする。

- 2 市長は前項の規定により補助金等の交付を取消した場合において既に補助金等を交付しているときは期限を定めて補助金等を返還させるものとする。

（財産処分の制限）

第12条 補助金の交付を受けた者は、事業により取得した物品等を、市長の承認を受けずに売却、譲渡又は廃棄してはならない。ただし、使用期限のあるもの及び消耗品の類の廃棄についてはこの限りでない。

（執行管理）

第13条 補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。

- 2 市長は、補助事業者に対して補助金の執行状況等について報告を求めることができる。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか補助金等の交付に関して必要な事項は、健康局長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年6月18日から施行する。
- 2 この要綱は、平成28年1月15日から施行する。
- 3 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。